

令和2年5月18日

各保護者 様

三田市教育委員会  
三田市立ゆりのき台中学校長 大野 正人

### 臨時休業中の登校可能日の設定について

三田市教育委員会では、市内における感染者の発生状況等をふまえ、6月以降の学校再開を見据えて、下記のとおり<登校可能日>を設定することとしました。

なお、新型コロナウイルス感染状況に伴い急遽変更する場合は、改めて連絡させていただきます。

### 記

#### 1 登校可能日について

##### (1) 登校可能日

5月22日(金)、5月29日(金) 分散登校

##### (2) 登校時間

5月22日(金)

1部 8:30 <各学年1・3・5組>

2部 10:30 <各学年2・4・6組>

※5月29日(金)については、22日(金)に連絡します。

##### (3) 下校時間

1部 9:30

2部 11:30

##### (4) 持ち物

マスク(着用)、ハンカチ、筆記用具、健康観察カード、

##### (5) その他

- ① 授業は実施せず、学習状況や健康状態の確認などを行います。
- ② 咳エチケットの要領でマスクを着用して下さい。また、登校前の健康観察結果<検温>を記入して、健康観察カードを持参してください。
- ③ 登校可能日を「授業日」とはしません。
- ④ 給食はありません。
- ⑤ 部活動は行いません。
- ⑥ 感染の不安・心配を理由に登校しない場合は、課題の指示等の方法について配慮しますので、学校までご相談下さい。

#### 2 臨時休業中の健康管理等について

- (1) 臨時休業期間中は、公園等での運動等を除く、不要不急の外出を控えてください。
- (2) 毎日の検温等により、健康管理をお願いします。
- (3) 臨時休業期間中に、発熱等の症状がある時は、かかりつけ医に電話で連絡をしたうえで受診し、その結果を学校に連絡してください。
- (4) 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状(強い息苦しさ、強いだるさ、高熱等)がある時は、すぐに帰国者・接触者相談センターに相談してください。その結果を学校に連絡してください。